

熊本地震に係る被災代替償却資産に対する固定資産税の特例

熊本地震により、滅失または損壊した償却資産の所有者等が、令和5年3月31日までに被災償却資産に代わる償却資産を新たに取得又は被災償却資産を改良した場合には、その取得又は改良した年の翌年から4年度分につき、固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置が設けられました。

1. 特例対象者

- (1) 被災償却資産の所有者(共有物である場合、持分を有する者を含む)
- (2) 所有者に相続があったときにおける相続人
- (3) 被災償却資産の所有者が法人である場合、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割に係る分割承継法人

2. 特例措置の対象となる資産

- (1) 熊本地震により滅失し、又は損壊した償却資産の代替えとして取得した資産
 - ※被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの。
 - ※除却又は売却等の処分がなされていること。
- (2) 熊本地震により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費(資本的支出)に該当するもの
 - ※資本的支出とは修理、改良等のために支出した金額のうち資産の価値を高め、又は耐久性を増すと認められる部分に対応する金額

3. 取得期限

平成28年4月14日から令和5年3月31日までの間に取得又は改良されたもの

4. 特例率

取得又は改良した翌年から4年度分に限り、課税標準額を2分の1

5. 必要書類

- (1) 被災代替償却資産特例申告書
- (2) 被災償却資産が熊本地震により滅失又は損壊した旨を証する書類(平成28年度減免申請時に提出した平成28年度種類別明細書(写))
- (3) 除却又は売却等の処分したことを証する書類(減少した年の種類別明細書(写))
- (4) 平成28年1月2日から平成28年4月13日までの間に取得し、熊本地震で被災した償却資産については、震災発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類(納品書(写)等)
- (5) 相続人であることを証する書類(相続人の場合)
- (6) 合併法人又は分割承継法人であることを証する書類
 - ※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。